

国の個人情報保護のしくみ

平成17年4月1日から
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
が施行されます。



総務省

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律とは

個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関・独立行政法人等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた法律です。

〈個人情報とは〉

氏名：〇川 △美
性別：女
生年月日：昭和××年1月1日
現住所：東京都〇〇区△△1-2
職業：××株式会社社員
年間所得：〇〇万円
保険料額：A生命保険 △千円
 B年金基金 □千円
控除額：XX千円



「個人情報」とは、氏名、生年月日などにより、個人が誰であることを識別することができる情報をいいます。

個人の身体、財産などの属性に関する情報も、氏名などと一体となっていれば、「個人情報」に当たります。

国の行政機関

個人情報の適正な 取扱いのルール

- ・ 利用目的の明確化、保有の制限
- ・ 本人から直接、書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示
- ・ 目的外利用・提供の制限
- ・ 正確性の確保
- ・ 安全確保の措置
- ・ 従事者の義務

職員の不正な収集、利用、漏えいなどに対する罰則

文書などに
記録された
個人情報

個人情報
ファイル

意見の陳述
資料提出要求
説明要求

電子計算機処理される
個人情報ファイルの
保有に関するチェック

電子計算機処理される
個人情報ファイルの
保有の事前通知

総務省

法律の適正な運用の確保

(※独立行政法人等については、所管府省等から指導、助言などを行います。)

国の行政機関・独立行政法人等が守るべき個人情報の取扱いのルール

【保有の制限】

○個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確にしなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

【利用目的の明示】

○本人から直接書面で個人情報を取得するときは、利用目的を明示しなければなりません。

【利用及び提供の制限】

○原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

【正確性の確保】

○利用目的の達成に必要な範囲で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければなりません。

【安全確保の措置】

○保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

【従事者の義務】

○業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはなりません。

以下の行為を行った職員には、罰則が適用されます。

- 個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報ファイルを正当な理由なく提供する行為については、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- 業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を回す目的で提供又は盗用する行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- 個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を、職権を濫用して、専ら職務の用以外の用で収集する行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

【個人情報の適正な取扱いを担保するしくみ①】

法律の適正な運用を確保する観点からの総務省の役割

- 毎年度、法律の施行状況をとりまとめ、公表します。
- 電子計算機処理される個人情報ファイルについて、各行政機関からの事前通知をチェックします。
- 必要があると認めるときは、各行政機関に資料の提出と説明を求め、意見を述べます。

【個人情報の適正な取扱いを担保するしくみ②】

個人情報の取扱いに関する本人の関与

開示請求制度のしくみ

- 誰でも、国の行政機関や独立行政法人等に対して、その機関が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができます。（未成年者・成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。訂正請求、利用停止請求についても同じです。）
- 手数料は、1件300円です。（独立行政法人等については、各法人が手数料の額を定めます。）
※他の制度で開示を行うこととなっている場合には、別途、その制度における手数料がかかる場合があります。
- 国の行政機関や独立行政法人等は、不開示情報を除いて、開示します。

訂正請求制度のしくみ

- 誰でも、開示を受けた個人情報について、内容が事実でないと思うときは、国の行政機関や独立行政法人等に対して訂正を請求することができます。
- 手数料は無料です。
- 国の行政機関や独立行政法人等は、請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行います。

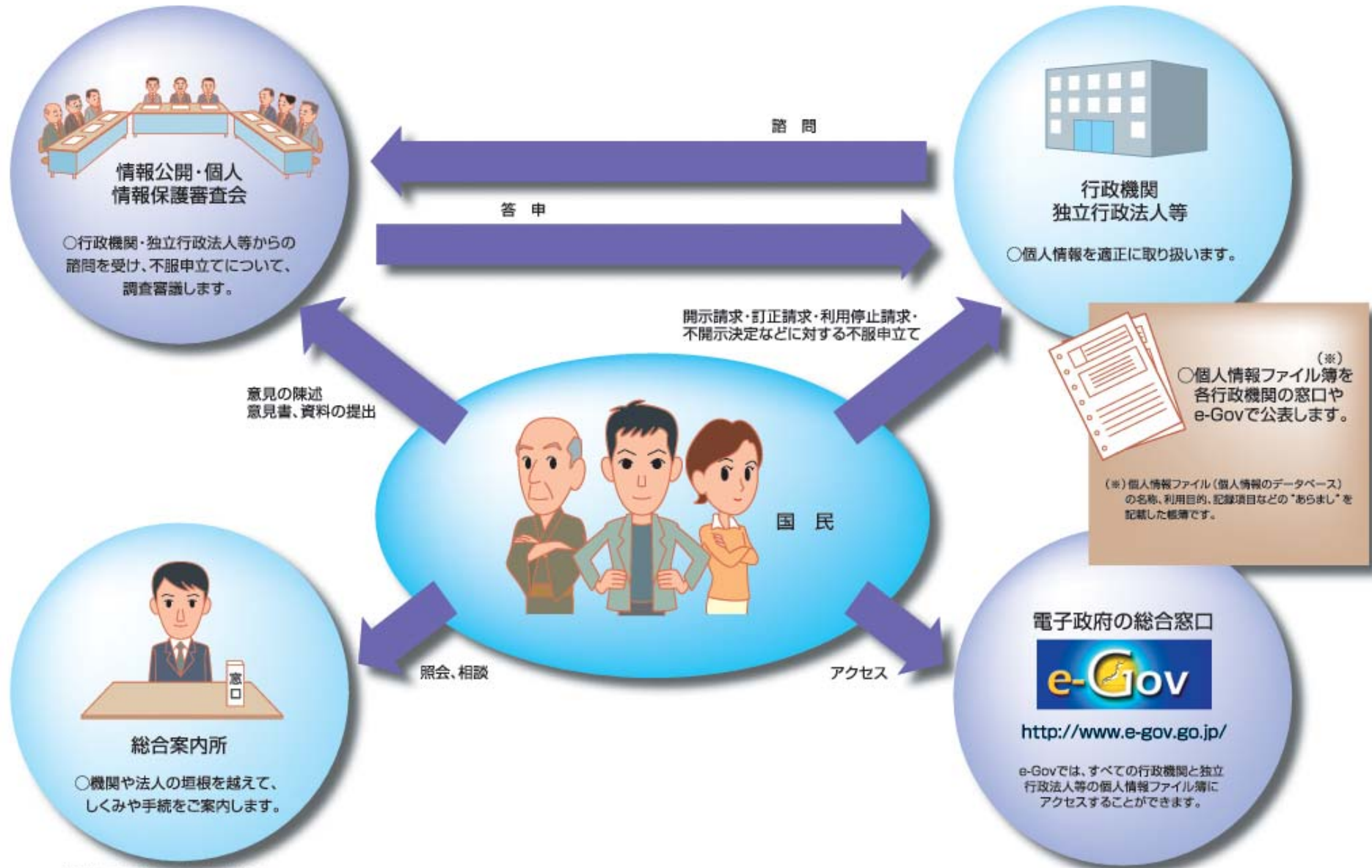
利用停止請求制度のしくみ

- 誰でも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、国の行政機関や独立行政法人等に対して利用の停止等を請求することができます。
- 手数料は無料です。
- 国の行政機関や独立行政法人等は、請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行います。

不開示などの決定に不服がある場合

- 決定を行った国の行政機関や独立行政法人等に対して不服申立てを行うことができます。
- 不服申立てを受けた国の行政機関や独立行政法人等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。同審査会では、第三者的な立場から、不服申立てについて、調査審議します。

本人の関与・不服申立てのしくみ



全都道府県に所在する管区行政評価局、行政評価事務所、行政評価分室に設置されます。

我が国の個人情報保護法制の体系イメージ

